



くらしのほっと通信

賃貸住宅の敷金返還 ～諦める前に少額訴訟を活用～

賃貸住宅を退去したら「高額なリフォーム代を請求され、貸主と交渉しても減額されない!」こんな場合、あなたはどうしますか?消費生活センターには相談者から「少額訴訟で返金された」という結果報告が届いています。



事例1 少額訴訟の意向を伝えたら和解した

賃貸住宅に4年住んで退去しました。こまめに掃除していたのに、室内のクリーニング代まで請求され納得できない。貸主と交渉しても話が進まないので、少額訴訟をすると伝えたら、敷金を全額返金された。

(40歳代 女性 給与生活者)

敷金と請求書の内訳 (単位:万円)	
敷金(家賃3ヶ月分)	18
クリーニング	5
壁クロス替え	
畳表替え	8
障子張替え	
請求額	13
敷金からの返還額	5

事例2 少額訴訟で、8割返金で和解した

賃貸住宅に10年住んで退去了した。敷引^{*}と修繕費が敷金をオーバーするため、返金できないといわれた。納得ができず、少額訴訟をしたら、85%の約28万円が返金された。
(※敷金の一部を償却金として返金しないこと)

(60歳代 男性 給与生活者)

敷金と請求書の内訳 (単位:万円)	
敷金(家賃3ヶ月分)	33
敷引き(家賃2ヶ月分)	22
壁クロス替え	
畠表替え	12
床カーペット替え	
請求額	34
敷金からの返還額	0

請求額に納得できないとき

消費生活センターでは、退去時の修繕費についての相談を受けた際は、国土交通省の原状回復のガイドラインを紹介し、これを目安にして貸主と話し合うよう助言しています。話し合いが進まない場合は、少額訴訟や民事調停の利用も検討するよう助言しています。この場合、自分の主張を証明する写真などがあると有効です。退去する際は、トラブルになりやすい箇所(右表参照)の写真を撮っておくとよいでしょう。



ガイドラインによる費用負担の一般的な例

	貸主の負担	借主の負担
具体例	<ul style="list-style-type: none"> 床・カーペットへの家具の設置跡 畠の変色、フローリングの色落ち 掃除で除去できるタバコのヤニ 家電による壁の黒ずみ ハウスクリーニング、鍵取替え 	<ul style="list-style-type: none"> 台所の油汚れ 結露放置によるカビ 引越し作業でのキズ 下地ボードの張替えが必要な壁の釘穴など

少額訴訟とは?

特徴

- 少額の金銭(60万円以下)の支払いをめぐる紛争を迅速に解決するための手続きで、1回の審理で紛争が解決される。
- 争い内容があまり複雑ではなく、契約書など証拠書類や証人をすぐに準備できる場合に向いている。

デメリット

- 相手方の申出等があれば、通常訴訟に移る。
- 判決に不服があっても控訴はできない。ただし異議を申し立てることはできる。

申立する裁判所(名古屋市内の場合)

○名古屋簡易裁判所 052-203-8956
民事受付センター
(申立等の手続きの相談を行っている)

少額訴訟をする際にかかる費用の目安

○申立手数料…請求額10万円ごとに1,000円
○郵便切手…5,800円(当事者が3人以上のときは1人増すごとに1,050円追加)

相談

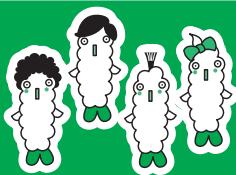
月々金

052-222-9671
052-222-9674
052-223-3160

消費生活相談
架空請求ホットダイヤル
サラ金・多重債務特別相談

土・日

土・日テレfon相談
052-222-9690



テス
ト
室
が
受
け
付
け
た

身近なトラブル事例

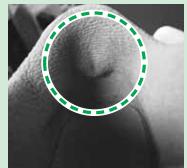


事例1 子供用スニーカーに突起物

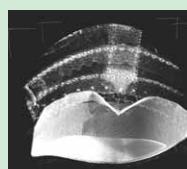
3歳の子供から足が痛いと言われたが、単なる靴擦れと思っていた。
後日、スニーカーのかかと部分に突起を見つけた。



観察 スニーカー(相談品)の右かかと内側に突起があることを確認しました。(写真①、②)。



試験1 相談品をX線CT装置で撮影すると、内部の素材の一部が突起状に変形していることが分かりました。(写真③)



試験2 相談品のかかと部を素材ごとに分解したところ、プラスチック製の芯が人工皮革からはがれ、変形し亀裂が生じていました。

結果 突起の正体はプラスチック製の芯の変形と判明しましたが、変形の原因が製造方法や使用方法等のどこにあったのか特定はできませんでした。

(写真③)
X線写真による
右かかと内側の突起

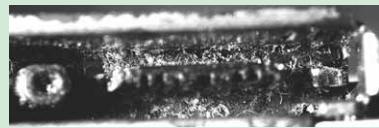
アドバイス 幼い子供は製品の状態を正確に説明できない場合があるので、保護者は使用前・中に安全性を確認することが大切です。事業者はいろいろな相談事例を参考に、より安全な製品の開発に取り組む必要があります。(このテストは、独立行政法人国民生活センターの協力により行いました。)

事例2 携帯電話を充電器からはずしたら火花が出た

携帯電話を急速充電器からはずすとき、パチッと音がして火花が散った。
その後、使用しようとしたら通話ができなくなっていた。



観察 携帯電話の外部接続端子(以下端子)付近には破損した形跡はありませんでした。また、端子キャップに摩耗の激しい部分があり、しっかりと閉まらない状態で、端子部分に繊維質の異物が多数ありました(写真④)。



(写真④) 外部接続端子付近

試験1 端子部分にX線を照射したところ、内部の一部部品が突出していました(写真⑤矢印部分)。



(写真⑤) X線投影図

試験2 突出部分のカバーを外して露出させ(写真⑥)、双眼実体顕微鏡で検鏡したところ、破損していることが分かりました(写真⑦)。またこの付近にも繊維質の異物が認められました。



検鏡した部分
(写真⑥)
露出させた
突出部分

(写真⑦)
突出破損した
部品付近

結果 端子と充電器の接続コネクターの間に異物が挟まつたことにより、負荷がかかって部品が突出破損したと推定されました。この異物は相談者のポケットに入っていたものと思われます。なお、この携帯電話では、事業者責任と思われる不具合が別にあつたため、相談品は取替え対応されることになりました。

アドバイス 携帯電話は、精密機器です。取扱いには十分注意しましょう。(このテストは、独立行政法人製品評価技術基盤機構の協力により行いました。)

ハッピーの質問コーナー

コンタクトレンズの
トラブル



インターネットで「激安! カラーコンタクトをつけて簡単、劇的にイメージチェンジ」
っていう広告を見たんだ。目力アップのために、買ってみようかな~? 「処方せん不要」と書いてあったし。



あら、素敵ね。ただし、処方せん不要とあっても **pick up 1**、コンタクトレンズは角膜に直接のせるものだから、慎重にした方がいいわ。それに、カラーコンタクトレンズ(度なし)は、以前は雑貨として扱われてきたけど、眼障害などのトラブル増加をうけて、平成21年11月4日から薬事法上の「高度管理医療機器」として、一般の視力補正用のレンズと同様に規制の対象となつたのよ。



度がなくても気をつけないといけないんだね。

コンタクトレンズによる眼の病気って、どれくらいあるの?



コンタクトレンズの利用者は全国で1500万人を超えるといわれていて、利用者の10人に1人は眼障害を起こしていると推測されてるわ。低年齢化も進んでいるの **pick up 2**。中でも細菌等による角膜感染症は、角膜潰瘍(写真参照)などをひき起こし、眼の痛みや充血等がおきて、重症化すると視力が低下するのよ。近年増加してるのは、アカントアメーバという微生物による感染症で、特効薬がなくて治りにくく、失明の恐れもあるの。

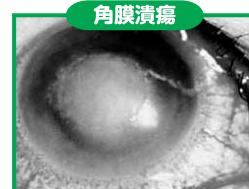


失明!! コンタクトレンズにそんな危険があるなんて、知らなかつた! どうして眼障害になるの?

主な原因は次の3つね。



- ① 利用者が正しい使用やレンズケア、定期検査を怠っている
- ② 「コンタクトレンズは人体へのリスクのある医療機器だ」という利用者の認識が乏しい
- ③ 処方する医師や販売者が正しい指示をしていない 他、感染、酸素不足、ドライアイなど…



(写真提供:日本眼科医会)



買う側と売る側の双方に原因があるんだね。



そうね。取扱説明書をよく読み、正しい使い方をすれば便利なコンタクトレンズ。注意点をまとめてみるわね。

注意点

眼障害を防ぐためには ~コンタクトレンズの正しい使い方~

- ① 取扱時の石けんでの手洗い
- ② 決められた装用時間・装用方法の厳守
- ③ レンズのこすり洗い
- ④ レンズケースの手入れと、定期的な交換
- ⑤ 3か月に1度の、専門医のいる医療機関での定期検査(自覚症状がなくても障害を生じる場合がある)
- ⑥ レンズの保存に水道水を使わない(ソフトコンタクトレンズは、ケアに水道水を使用しないこと)
- ⑦ 化粧をするのはレンズ装着後 など…

消毒剤の種類にかかわらず、
こすり洗いは必ず行なおう!



pick up 1

処方せん無しで買えるって、本当? ~「処方せん不要」という広告があつても~

薬事法上は処方せんが必要とされていないため、通信販売等で処方せん無しで買うことも可能(中にはメーカーの方針等で、処方せんの提出を必要としている場合もある)。ただし、個人輸入も含め、自己判断で購入して事故が起きた場合、販売店が責任を取ってくれるわけではない。

専門医の的確な処方や、定期検査を受けることが望ましいと言える。

pick up 2

利用者の低年齢化

- ・高校生では4人に1人が利用。(日本眼科医会 平成21年度)
- ・10代の感染性角膜炎の96.3%の原因はコンタクトレンズの使用。(日本眼感染症学会データより)

お知らせ



消費生活講座 受講者募集 食の安全・安心

受講料
無料

★時間／午前10時から正午 全2回

(敬称略)

3月12日(土)

講師：鈴鹿医療科学大学
教授 長村 洋一

無添加食品は本当に安全？

講師：中部水産株式会社

3月19日(土)

おさかなマイスター 神谷 友成

おさかなマイスターから見た日本の食卓事情

開催場所 名古屋市消費生活センター
第1研修室(伏見ライフプラザ12階)

募集人数 100名(定員を超えた場合は抽選)

応募方法 「往復はがき」に ①消費生活講座 ②住所
③氏名(ふりがな) ④電話番号を明記の上、
3月1日までに当センターへ(必着)

ウェブサイトからも応募できます。
<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/kouza/index.htm>

申込先 〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号
伏見ライフプラザ11階
名古屋市消費生活センター 消費生活講座係

*受講者募集についてのお問い合わせは **222-9679**まで

春休み親子消費者教室 受講者募集 遊んで学ぼう お金とお買い物

受講料
無料

★時間／午前10時から正午

3月25日(金)

「おこづかい帳をつけてみよう」と
「オリジナル炭酸ジュースを作つてみよう」

開催場所 名古屋市消費生活センター 伏見ライフプラザ11階
くらしの情報プラザ

対象 小学校4~6年生とその保護者 10組

持ち物 筆記用具・エプロン・ハンドタオル

申込方法 3月14日(月)午前10時より電話受付(先着順10組まで)
名古屋市消費生活センター くらしの情報プラザ

222-9677 まで電話でお申し込みください



くらしの情報プラザから

消費生活センター「職場体験」で
中学生が作成した「啓発作品」を展示中

標語



くらしの情報プラザでは、市内中学生を対象に職場体験の受け入れをおこない、啓発ツールの作成、実習、業務体験を通して消費生活センターについての理解を深めてもらっています。

クーリング・オフ、消費者相談、身の回りの危険などを学び、自分の身は自分で守るということが分かりました。

(中学2年)



利用のご案内

相談室

受付時間 月～金曜日 9:00～16:15
(祝日・年末年始を除く)

TEL 052-222-9671 消費生活相談
TEL 052-222-9674 架空請求ホットダイヤル
TEL 052-223-3160 サラ金・多重債務特別相談

受付時間 土・日曜日 9:00～16:15
(祝日・年末年始を除く)

TEL 052-222-9690 土・日テレfon相談

※架空請求、多重債務の相談もこちらの番号で受け付けています。
※土・日曜日は電話相談のみで、来所相談は行っていません。

くらしの情報プラザ

開館時間 月～土曜日 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

TEL **052-222-9677**

※くらしに役立つ幅広い情報を提供しています。

〒460-0008
名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
TEL (052)222-9679 FAX (052)222-9678

パソコン用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp>

携帯電話用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/m/>



●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。
●このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。